

西巽が丘集会所使用規則

(総則)

第1条 この規則は、西巽が丘集会所（以下「集会所」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間帯)

第2条 集会所は、西巽が丘町内会（以下「町内会」という。）主催の事業のほか、第3条の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）が使用することができる。

2 集会所を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、葬儀等に使用するときは、通夜を営む日から告別式までの間について、連続して使用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、集会所を使用できる時間を延長することができる。

(使用の許可等)

第3条 集会所の施設及び付属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、施設等を使用とする日の1か月前から前日までの間に、集会所使用申請書を西巽が丘町内会会長（以下「会長」という。）に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 会長は、集会所の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 会長は、使用申請が次年度(4月以降)に、継続する場合は、次年度分使用申請書は許可し予約を受入、年度交代引継ぎ時に次期役員に使用申請があることを伝達する。

(使用の制限)

第4条 会長は施設等を使用とする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 営利のみを目的とすると認められとき。

(3) 飲食を主たる目的とするとき。

(4) 選挙運動を含め特定の政治組織・団体の使用。

(5) その他管理上支障があると認めたとき。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、施設等の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設等を汚損しないこと。

(2) 使用後は、清掃し、ごみを持ち帰ること。

(3) 火気の始末及び施錠を確認すること。

(4) この規則及び会長の指示に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者がこの規則に違反したとき。

- (2) 使用者が、許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 公益上又は管理上特に許可の取り消しが妥当であると認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は中止によって使用者が受ける損害については、会長は、その責任を負わない。

(使用料)

第7条 施設の使用料の額は、別表1及び2に定める額とし、付属設備については、会長が別に定めるものとする。

2 使用者は、第3条の規定による許可を受けると同時に使用料を納付しなければならない。ただし、別表2の使用料については、使用者が施設を利用するときに納付するものとする。(機械管理)

(使用料の免除)

第8条 会長は、住民の親睦及び福祉の向上のため、次に掲げるすべての条件に該当する場合に限り、使用料(別表2の使用料を除く。)の納付を免除することができる。

- (1) 事業の内容 住民の親睦及び福祉の向上に寄与すると認めるもの。
- (2) 参加者 50%以上が西巽が丘在住であること。
- (3) 参加の自由 町内住民が誰でも参加できること。
- (4) 役員会、班長会および各部会、委員が主催する会議ならびに規約第3条の目的のために使用する行事およびその準備行為
- (5) 新田小学校PTA、東部中学校PTAの行事及びその準備行為。(別表2の使用料を除く。)
- (6) 会長が上記以外に必要と認める会議、行事。

(使用料の還付)

第9条 一旦納付された使用料は、還付しない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により施設等を汚損、き損又は滅失したときは、直ちに会長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の優先順位)

第11条 集会所の使用の優先順位は、次に掲げる順とする。

- (1) 国、県又は市が行なう事業
- (2) 町内会が実施する事業
- (3) 新田小学校PTA、東部中学校PTAが行う事業
- (4) その他の者が行う事業

2 前項の規定に関わらず、葬儀に係る使用については、これを最優先とし、ただし、使用中止になった集会所有料使用者には使用料を返金する。

(維持管理)

第12条 集会所の維持および管理は、次のように行う。

- (1) 会長は「防火管理者」を選任し、その任に当たらせる
- (2) 役員会は副会長2名が集会所管理者を兼務し、それぞれ前期・後期にその管理をおこなう。
- (3) 使用者は集会所の維持管理に協力しなければならない。

(規則の改訂)

第 13 条 この規則を改訂するには、役員会の議決及び班長会の同意を得なければならない。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会の同意を得て定める。

附則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 23 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この規則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

改訂 下線部変更及び第 11 条 (3) テレビ共聴管理組合削除

この規則は、令和 8 年 2 月 28 日から施行する。

別表 1 (施設使用料金表)

時間帯	利用時間帯等	料金	
		日本間	ホール
A	9～13 時	500 円	1,000 円
B	13～17 時	500 円	1,000 円
C	17～21 時	500 円	1,000 円
D	葬儀等の終日使用	1 日	10,000 円

備考 利用時間帯は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、葬儀等の使用の場合を除く。

別表 2 (エアコン使用料金表) コイン投入式

和室	料金/1 時間	100 円
ホール	料金/1 時間	200 円